

内子町就農応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、希望する作物や所得要件、年齢制限等によって国の就農準備資金を利用できない者に対して、就農前の研修を支援することで、新規就農者の確保につなげることを目的に、内子町で就農することを志向する者に対し、予算の範囲内で、内子町就農応援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(事業内容等)

第2条 補助金の種類は、次に掲げるとおりとし、補助金の額及び採択要件は、別表のとおりとする。

- (1) 次世代型就農応援金
- (2) セカンドライフ型就農応援金

(共通要件)

第3条 補助金を受ける者は、別表の要件のほか、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 内子町で就農することについて強い意志を有していること。
- (2) 地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持及び発展に向けた活動に協力する意思があること。
- (3) 新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）の別記3雇用就農資金、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）の別記2農の雇用事業、新規就農者確保加速化対策実施要綱（令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知）の別記2就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業又は新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）の別記2雇用就農者実践研修支援事業による助成金の交付を現に受けておらず、かつ、過去に受けていないこと。
- (4) 経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知）別記1経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ、過去に受けていないこと。
- (5) その他農業研修及び就農を目的とした補助金を現に受けておらず、かつ、過去に受けていないこと。
- (6) 常勤の雇用契約を締結していないこと。
- (7) 町税等を滞納していないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(指導者)

第4条 指導者は、内子町認定農業者の認定を受けた経営体（法人を含む。）とする。ただし、研修計画に沿った内容で、かつ、就農に必要な知識や技術を身につけるため、指導者となる認定農業者が必要と認める場合に限り、一時的に異なる経営体の園地等で研修を受けることができる。

(研修期間)

第5条 研修期間は、1年単位とし、最長2年とする。

(研修計画の承認申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、内子町就農応援事業研修計画書（様式第1号。以下「研修計画書」という。）を作成し、必要書類を添えて町長に承認申請しなければならない。なお、研修計画書を作成するに当たっては、町に相談し、計画の妥当性について助言及び指導を受けるものとする。

（研修計画書の承認）

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、研修計画書の内容を確認し、計画に妥当性があると認めた場合は、研修計画を承認し、内子町就農応援事業研修計画承認通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（研修計画書の変更）

第8条 前条の規定による承認を受けた者は、研修計画書の内容を変更する場合は、第6条の規定に準じて変更計画書を町長に提出しなければならない。ただし、変更を要しない程度の軽微な変更については、当該変更計画書の提出を要しない。

2 町長は、前項の規定による変更申請があったときは、前条の規定に準じて承認等を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第9条 第7条又は前条第2項の規定による承認を受けた者は、内子町就農応援事業補助金交付申請書（様式第3号）を作成し、町長に補助金の交付を申請しなければならない。この場合において、交付の申請は、1年分を単位とする。

（補助金の交付決定）

第10条 町長は、前条の交付申請があったときは、その内容を確認し、適当であると認めたときは、内子町就農応援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、内子町就農応援事業補助金請求書（様式第5号）により補助金を請求しなければならない。

（補助金の支払）

第12条 町長は、前条の請求があったときは、請求のあった日から30日以内に補助金を交付するものとする。

（研修状況の報告等）

第13条 交付対象者は、月ごとに研修状況報告書（様式第6号）を作成し、翌月15日までに町長に提出しなければならない。

2 交付対象者は、交付期間内に氏名又は居住地を変更したときは、変更後1箇月以内に内子町就農応援事業住所等変更届（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（研修状況報告の確認）

第14条 町長は、前条第1項の研修状況報告を受けたときは、必要に応じ、適切な助言及び指導を行うものとする。

（交付の中止）

第15条 交付対象者は、補助金の受給を中止するときは、町長に中止届（様式第8号）を提出しなければならない。

（交付の休止）

第16条 交付対象者は、病気等のやむを得ない理由により就農を休止するときは、町長に休止

届（様式第9号）を提出しなければならない。

（交付の停止）

第17条 町長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を停止するものとする。

- （1） 別表及び第3条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- （2） 第13条第1項の研修状況報告を行わなかったとき。
- （3） 第14条の規定による研修状況の現地確認等により、次に掲げる事項のいずれかに該当したとき。
 - ア 研修計画の達成に必要な研修内容を縮小したとき。
 - イ 研修を受ける態度が著しく悪いとき。
 - ウ 研修従事日数が一定（年間1,200時間）未満であるとき。
 - エ 町長から改善指導を受けたにもかかわらず、改善に向けた取組を行わないとき。
- （4） 第15条に規定する中止届が提出されたとき。
- （5） 前条に規定する休止届が提出されたとき。

（交付停止等の通知）

第18条 町長は、前条の規定により補助金の交付を停止するときは、内子町就農応援事業補助金交付停止通知書（様式第10号）により、交付対象者に通知する。

- 2 町長は、交付を停止した者から研修再開届（様式第11号）が提出されたとき又は前条の規定による補助金の交付を停止した事由が消滅したと認めたときは、内子町就農応援事業補助金交付停止解除通知書（様式第12号）により、交付対象者に通知し、補助金の交付を再開することができる。

（補助金の返還）

第19条 町長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を返還させるものとする。ただし、病気や災害等やむを得ない事情として町長が認めた場合は、この限りでない。

- （1） 第17条第1号から第4号までのいずれかに該当したとき。
- （2） 虚偽の申請等を行ったとき。
- （3） 研修期間終了後、原則1年以内に内子町で独立・自営就農しなかったとき。ただし、住居や農地の交渉等が難航し、やむを得ないと町長が判断したときは、この限りでない。
- （4） 就農後5年に満たない期間で離農したとき。
- （5） 就農後5年に満たない期間で内子町内での営農を辞めたとき。

（資金の返還免除）

第20条 交付対象者は、病気や災害等のやむを得ない事情に該当するときは、内子町就農応援事業補助金返還免除申請書（様式第13号）を町長に提出することができる。

- 2 町長は、前項の申請があったときは、返還免除の可否を決定し、返還を免除する場合にあっては内子町就農応援事業補助金返還免除承認通知書（様式第14号）により、返還を免除しない場合にあっては内子町就農応援事業補助金返還免除不承認通知書（様式第15号）により当該申請をした者に通知する。

（交付対象者情報の共有）

第21条 町長は、必要に応じて関係機関と交付対象者の情報を共有する。

（その他）

第22条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

補助金の区分	対象年齢	補助額（定額）	その他要件
次世代型就農応援金	就農予定時の年齢が49歳以下の者	1年目 750千円 2年目 1,500千円	・研修期間中は、傷害保険に加入すること。 ・研修期間終了後1年以内に内子町認定新規就農者になること。
セカンドライフ型就農応援金	就農予定時の年齢が50歳以上59歳以下の者	1年目 1,000千円 2年目 1,500千円	・研修期間中は、傷害保険に加入すること。 ・前年所得が600万円以下であること。